

3. 公害苦情の現況

平成17年度の公害苦情件数は33件で、大気が3件、粉じんが13件、騒音が7件、振動が1件、悪臭が9件、となっています。

解体工事に伴う騒音の苦情、野焼き行為、焚き火、薪ストーブのにおいに関する悪臭の苦情が多く、また粉じんの苦情が増えていますが、公害苦情件数としては前年度より8件減少しています。

特徴的なのは、大気、悪臭に関する苦情の多くが廃棄物の焼却や薪ストーブに伴う煙に関する苦情です。

平成13年 4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、法の処理基準に従って行う場合や公益上・社会の慣習上やむを得ない場合などを除き、廃棄物は焼却出来ないこととなりましたので、法律の趣旨に基づき指導を強化しています。

近年の公害苦情は、一般的に次のような特徴があります。

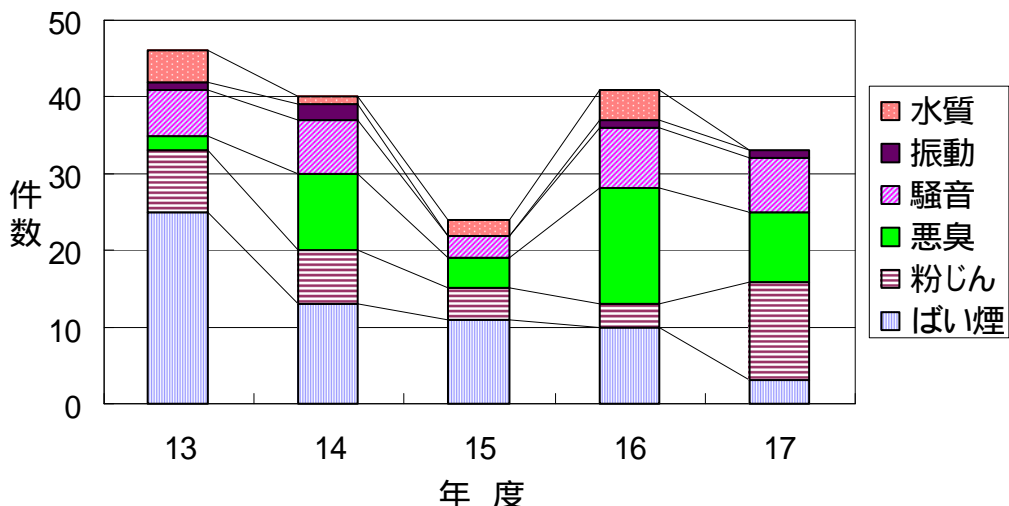
公害関係法の適用対象外や違反に当たらないものが多い。

「うるさい」「臭い」などの感覚的・心理的な被害を訴えるものの割合が高い。(都市・生活型公害)

家庭生活など近隣関係の苦情が多い。

苦情が寄せられた場合は、直ちに現場での調査を行い、原因究明に当たるとともに、原因が明らかな場合は、原因者に対して関係法令等に基づく指導等を行っています。

苦情処理件数



公害苦情についての相談は

生活環境部 環境対策課
 〒051-0001
 室蘭市御崎町 1 - 7 5 - 7
 TEL 23 - 2225
 FAX 23 - 2221



で受け付けています。